

平成 28 年度飯山私立幼稚園就園奨励費補助金補助限度額

区分			補助対象経費	補助限度額（年額）		
				第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		入園料及び保育料の合計額	294,000円	294,000円	294,000円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	ひとり親世帯等		294,000円	294,000円	294,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯		190,100円	242,000円	294,000円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等		294,000円	294,000円	294,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯		190,100円	242,000円	294,000円
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等		207,000円	294,000円	294,000円
		ひとり親世帯等以外の世帯		109,900円	201,900円	294,000円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯			59,300円	176,600円	294,000円
6	上記区分以外の世帯		—	147,000円	294,000円	

（備考）

- 1 この表において「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち在宅のもの
 - (4) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により養育手帳の交付を受けた者のうち在宅のもの
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち在宅のもの
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童のうち在宅のもの
 - (7) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者のうち在宅のもの
 - (8) 要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者
- 2 多子計算に係る兄又は姉については、保護者と生計を一にする兄又は姉であって、第 1 区分から第 4 区分に該当する世帯にあっては全ての兄又は姉とし、第 5 区分又は第 6 区分に該当する世帯にあっては小学校 3 年生までの兄又は姉とする。
- 3 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 4 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100 円未満を四捨五入)}$$
- 5 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 6 所得割課税額については、住宅借入金等特別控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。